

**本日(7日)発令される緊急事態宣言の内容によっ
て、下記の内容を変更する場合があります。**

(公印省略)
猪こ第221号
令和2年4月7日

町内保育所・認定こども園に
在籍するお子様の保護者様

猪名川町長 福田 長治

新型コロナウイルス感染症対策による対応について（通知）

平素は本町子育て支援行政に格別のご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。
さて、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、町立全小・中学校の臨時休校期
間を5月6日（水）まで延長することとなりました。

上記のことに伴い、就学前教育・保育施設の利用につきましても、新型コロナウイルス
感染症拡大防止のため、下記の対応といたしますので、ご不便をおかけしますが、ご
理解・ご協力をお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化していることから、今
後も必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項を提供する場合、内容の変更が生じ
る場合もあることを申し添えいたします。その場合については、町ホームページ、各園
配信メール、電子母子手帳アプリ母子モ等にて、随時、お知らせをします。

記

1. 幼稚園・認定こども園（1号認定子ども）について

- 5月6日（水）まで、幼稚園及び認定こども園の1号認定子どもについては、臨
時休園とします。
入園式・登園日等については、各園にお問い合わせください。

2. 保育所、認定こども園（2・3号認定子ども）について

- 開園しますが、自宅で子どもを保育することができる方は、できる限り自宅待機
をしていただきますようご協力をお願い申し上げます。
- 3号認定子ども（0～2歳児）の自宅での保育に協力いただいた期間の保育料に
つきましては、日割り計算により返金します。（※返金方法は別途連絡します。）
日割り計算の返金対象期間：令和2年4月7日（火）～5月6日（水）

3. 各園共通

- 猪名川町在住の3～5歳児の給食費完全無償化の対応については、給食利用日数
分の給食費を町が園に支払います。（※保護者の手続きは不要。返金対応なし。）
他市町在住の方の給食費の返金等については、園にご確認ください。